

令和3年10月1日
相模原市発表資料

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

指定障害福祉サービス事業者に対し、次のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

(1) 事業者の代表者及び所在地

一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会 理事長 三宮隆志
相模原市中央区上溝1887番地1

(2) 処分の対象となる事業所及び処分内容

事業所の名称	生活ホームフロイデ
サービスの種類	共同生活援助
所在地	相模原市中央区上溝445番地17
指定年月日	平成18年10月1日
処分内容	指定共同生活援助事業者の指定の一部効力の停止 (新規利用者の受入れ停止12か月)
処分年月日	令和3年10月1日
処分期間	令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで

(3) 処分の理由

事業所の複数の従業者が利用者1名に対して、正当な理由なく、手にミトンを着用させた上、紐でミトンと太ももを縛り付ける身体的拘束を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく人格尊重義務に違反したほか、虐待防止のための職員研修を怠ったことや、虐待行為に職員が気づいていたにもかかわらず、通報を行わなかったことは、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に基づく虐待防止措置義務や通報義務に違反するため、法第50条第1項第2号及び第9号に基づき、指定共同生活援助事業者の指定の一部の効力を停止するもの

(4) その他

事業者には、改善した内容や講じた再発防止策等について市に報告するよう指示しています。

【問い合わせ先】
福祉基盤課
電話：042-769-9226 (直通)